

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	特別児童扶養手当の不支給	
根拠法令・条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第11条	
所 管 課	障害福祉部 障害支援課	
<p>処分基準</p> <p>（処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由）</p>	<p>・設定 ・設定できない ・基準を公開できない</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律第11条</p> <p>第十一条 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その額の全部又は一部を支給しないことができる。</p> <p>一 受給資格者が、正当な理由がなくて、第三十六条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたとき。</p> <p>二 障害児が、正当な理由がなくて、第三十六条第二項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。</p> <p>三 受給資格者が、当該障害児の監護又は養育を著しく怠っているとき。</p>	
<p>聴聞・弁明の機会の付与の区分</p>	<p>聴聞又は弁明の別</p>	<p>・聴聞 ・弁明</p>
	<p>（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）</p>	<p>ただし、行政手続法第13条第2項第2号に規定する「納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。」に該当するため、手続を省略する。</p>
	<p>個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項</p>	